

芸術文化会館大規模改修 庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 芸術文化会館大規模改修の実施にあたり、芸術文化会館大規模改修 庁内検討会(以下、「検討会」という。)を設置する。

(設置目的)

第2条 検討会は次に掲げる事項について協議・調整する。

- (1) 芸術文化会館改修の実施にあたり、重要事項に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置き、会長は市民活動推進部長、副会長は総合経営部長とする。
- 3 会長は、検討会を総括し、会議の座長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 5 別表第1に掲げる者のほか会長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(会議)

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

(幹事会)

第5条 検討会の検討事項を詳細かつ具体的に検討するため、幹事会を置く。

(幹事会の組織等)

第6条 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

- 2 幹事会に会長及び副会長を置き、会長は学園都市文化課長、副会長は経営計画第二課長とする。
- 3 会長は、検討会を総括し、会議の座長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 5 別表第2に掲げる者のほか会長が指名する者を臨時の委員とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会及び幹事会の庶務は、学園都市文化課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、芸術文化会館大規模改修竣工に伴い、その効力を失う。

別表第1 芸術文化会館大規模改修 庁内検討会 名簿

総合経営部長

行財政改革部長

市民活動推進部長

財務部長

福祉部長

産業振興部長

拠点整備部長

生涯学習スポーツ部長

別表第2 芸術文化会館大規模改修 庁内検討会幹事会 名簿

経営計画第二課長

行革推進課長

学園都市文化課長

建築課長

資産管理課長

福祉政策課長

産業政策課長

市街地活性課長

生涯学習政策課長